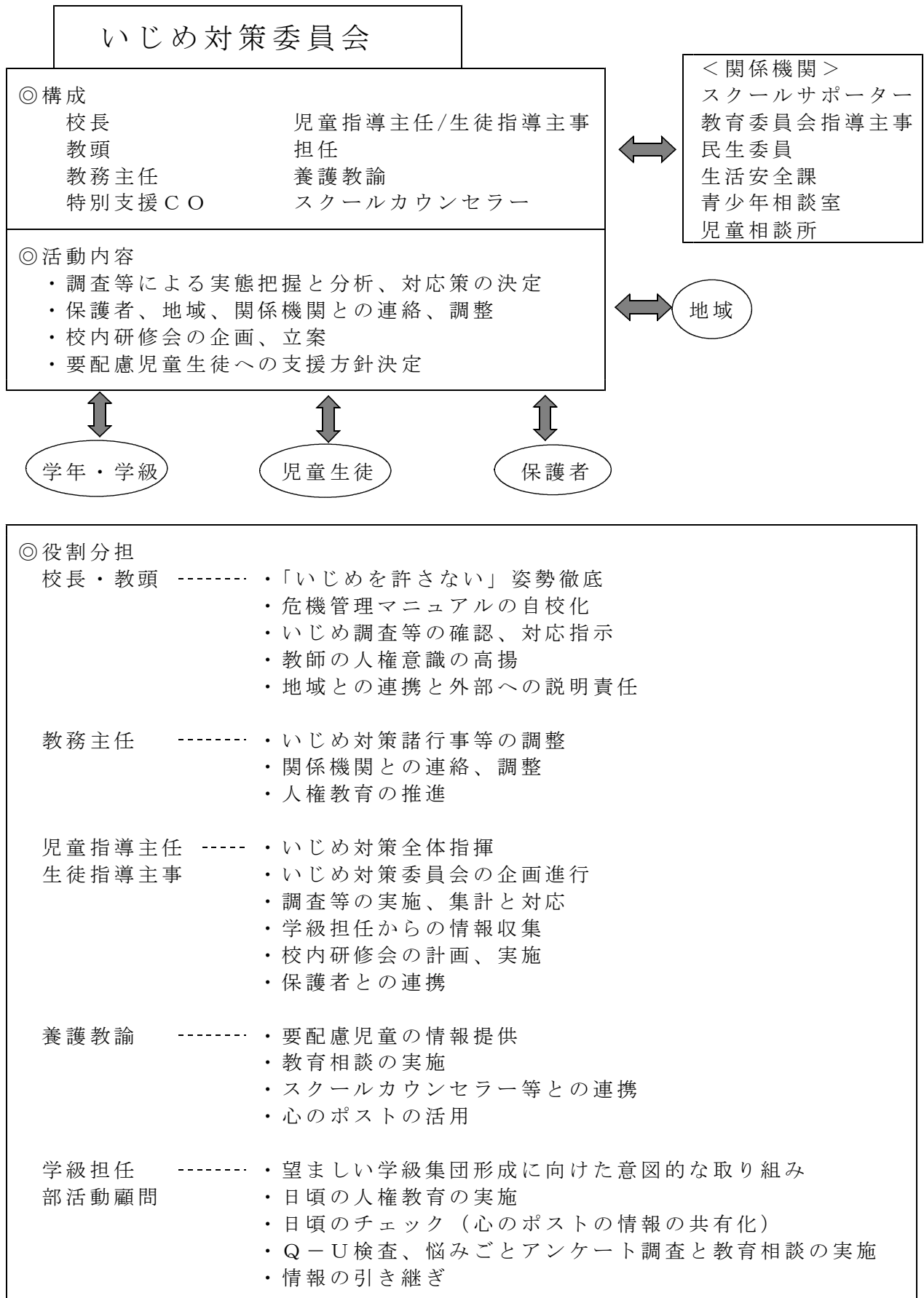
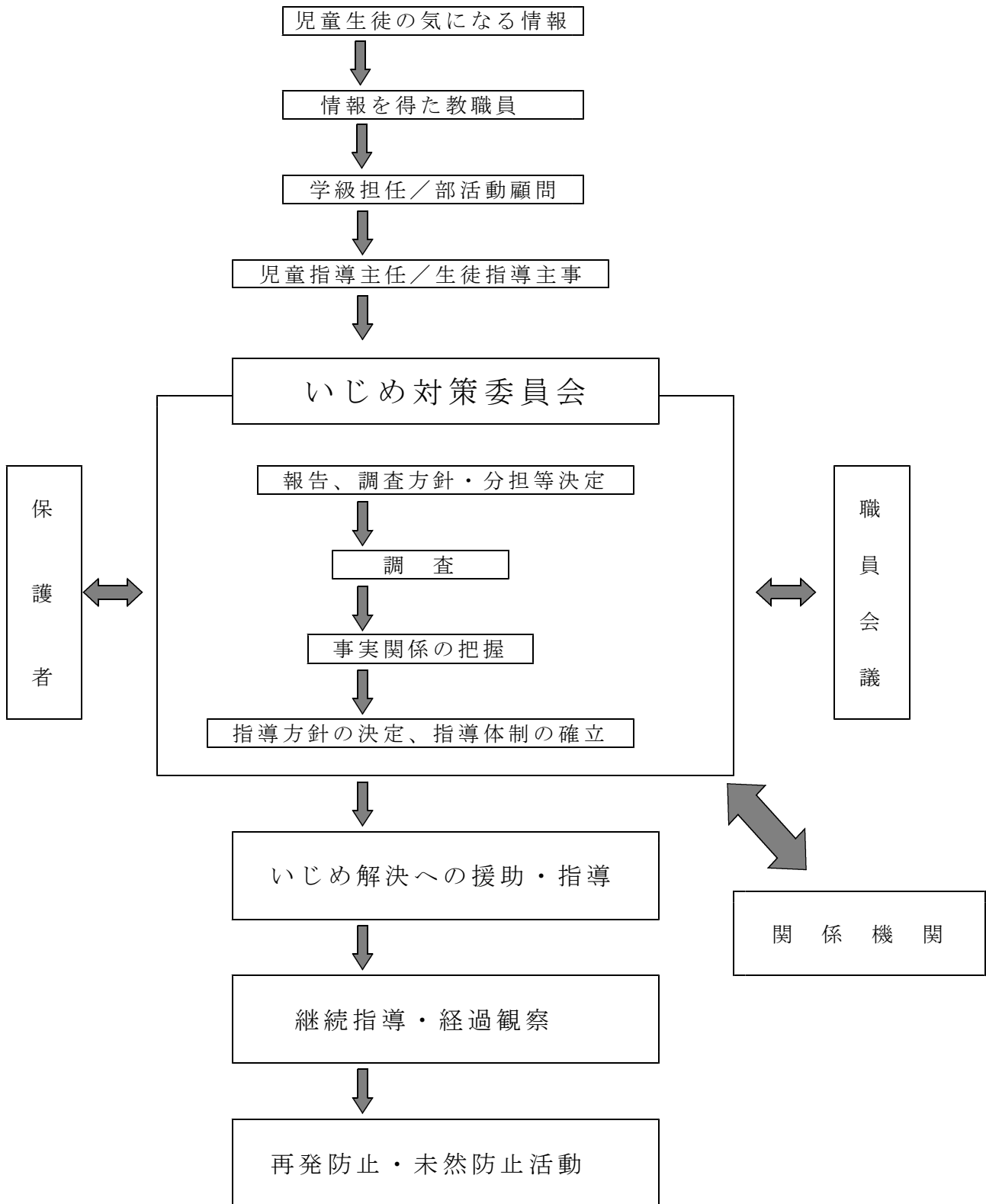


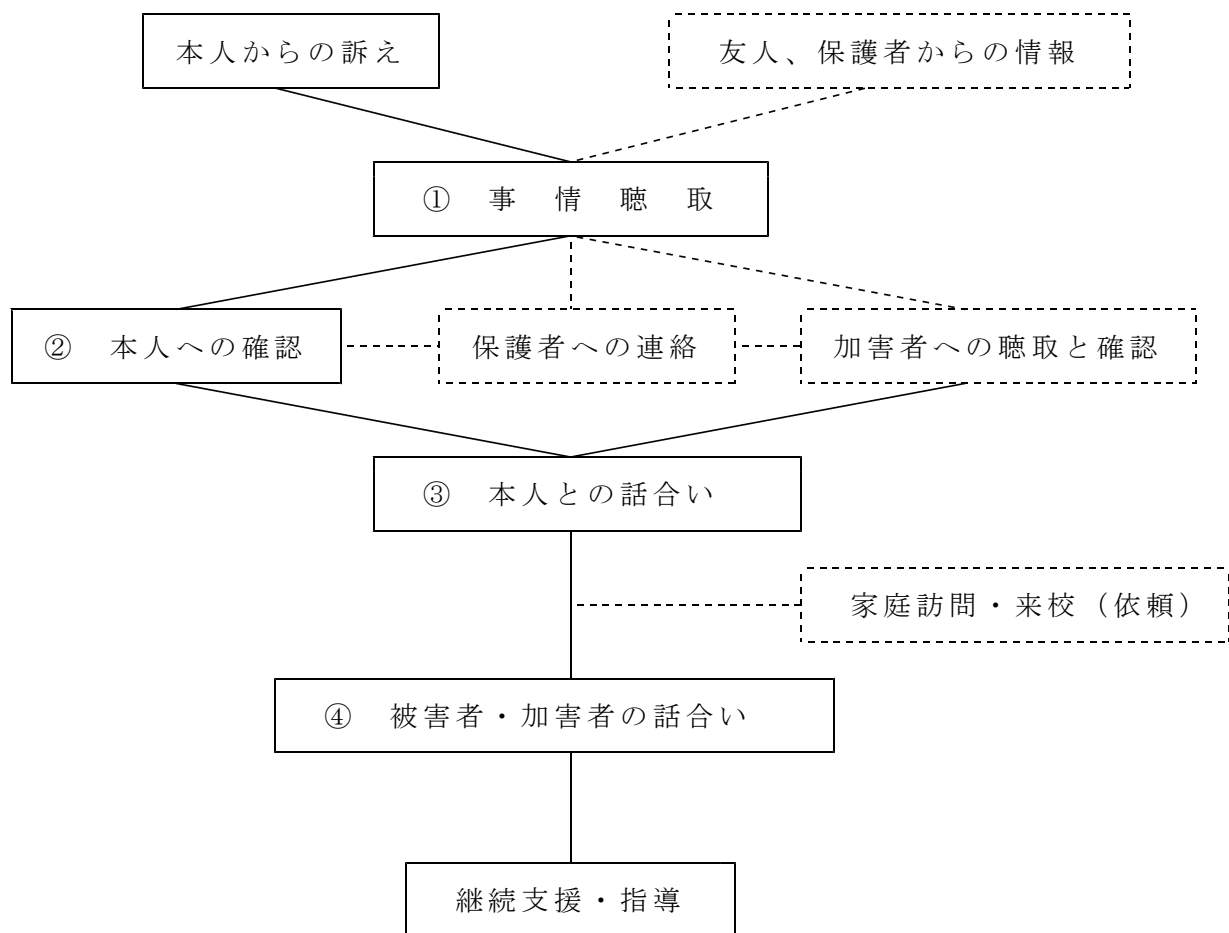
いじめ対策アクションプランの確実な実施

1 未然防止・早期発見・早期対応のための指導体制



2 緊急時の組織対応





3 いじめに対する基本的な考え方

～いじめをさせない、許さない、見逃さない学校～

(1) いじめは絶対に許されない行為

- ① 教師は「いじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つ。
- ② いじめられている児童生徒の立場に立ち、親身になって援助を行う。
- ③ 社会で許されない行為は子どもでも許されないという毅然とした態度でいじめの問題に臨む。
- ④ 行為としては軽微なものであっても、その本質を見抜くことが大切である。

(2) いじめの可能性

- ① いじめはどの学校、どの学級にも起こりえる。
- ② どの子どももいじめる側、いじめられる側になりえる。

(3) いじめ問題に向き合える力の育成

- ① いじめをさせないという人権に配慮した環境づくりに心がける。
- ② 自分たちでいじめ問題に向き合える力を育成する。

4 評価（今年度の重点☆印について）～いじめの早期発見～

学期	1 学期				2 学期				3 学期			
評価	4	3	2	1	4	3	2	1	4	3	2	1
備考												